

中小企業組合等団体BCPマニュアル検討委員会 委員名簿

(50音順、敬称略)

【委員】

1. 専門家委員

高橋 孝一 (NKSJ リスクマネジメント(株) 取締役リスクコンサルティング 事業本部長)

吉田 勇気 (NKSJ リスクマネジメント(株) ERM 部主任コンサルタント)

渡辺 研司 (名古屋工業大学大学院工学研究科社会工学専攻教授)

2. 組合等業界委員

後藤 英夫 (神奈川県メッキ工業組合事務局長)

手塚 茂男 (協同組合横浜マーチャンダイジングセンター専務理事)

3. 中小企業支援機関委員

浅井 健 (愛知県中小企業団体中央会事務局次長・総務部長)

荒木 時雄 (東京商工会議所地域振興部長)

稲葉 雅彦 (神奈川県中小企業団体中央会組織支援部長)

岩崎 博之 (全国商店街振興組合連合会専務理事)

苧野 恭成 (全国商工会連合会企業支援部長)

【オブザーバー】

4. オブザーバー

大槻 宏実 (中小企業庁 経営安定対策室長)

成瀬 輝男 (中小企業庁 経営安定対策室 課長補佐)

永野 喜代彦 (中小企業庁 経営安定対策室企画調整係長)

【事務局】

5. 事務局

及川 勝 (全国中小企業団体中央会 政策推進部長)

丸山 博志 (全国中小企業団体中央会 政策推進部 副部長)

難波 智雄 (全国中小企業団体中央会 政策推進部 部長代理)

富重 真樹子 (全国中小企業団体中央会 政策推進部 主事補)

第1回 中小企業組合等団体BCPマニュアル検討委員会経過報告

1. 日 時 平成24年9月26日(水) 13:00~15:00

2. 場 所 経済産業省別館1020会議室

3. 経過概要

定刻に至り事務局より開会を宣し、中小企業庁の大槻経営安定対策室長の挨拶後、委員並びに出席者を紹介し議事に入った。

【中小企業庁 大槻経営安定対策室長 挨拶要旨】

本事業は組合・団体BCPマニュアルを策定するものである。背景としては、近年の自然災害や東日本大震災などによりサプライチェーンが寸断し、物資供給が滞ったことから企業における緊急時の事業承継の重要性が再認識されたことにある。また自助努力だけでは限界があることから、絆による共助も必要となることも再認識された。さらに、大企業だけでなく、中小企業のBCP策定の重要性も改めて認識されたところである。

中小企業庁をはじめ、政府においてもBCP策定を支援しているが、ひと・もの・かねの経営資源の確保は難しい中小企業自社の取り組みだけでは限界があることから、組合等を活用した連携による取り組みが必要である。そのためには中小企業単体だけでなく、組合での取り組みを支援することも有効と思われる。このため、本事業では、3タイプの組合・団体BCPを策定し公表する。

(1) 各委員からの報告・意見

【委員1】

- ・企業においては安否確認が重要であり、その方法も確立しておく必要がある。
- ・某トラック組合では、会員の運転者数や車両保有台数等を平時から把握しており、有時には組合事務局が総合調整を図り運送に支障がないような対応をしている。さらにこの仕組みをPRし取引先を拡大している。また、非会員に対してもこの取り込みを通じて加入促進を図っている(組合の魅力となっている)。BCP策定は「儲かるBCP」として活用してもらいたい。
- ・組合の魅力は、組合に事務局があるという強みであり、これを活かすべきである。
- ・資金調達支援については、組合事務局は、事前ファイナンス(融資)、事後ファイナンス(共済、保険デリバティブ)等があることを組合員に教えるべきである。金融機関等との事前の協議も重要である。

【委員2】

- ・当社は組合からの依頼で、組合員企業を集めた集団研修を行っている。研修に参加した企業には、実際に自社のBCPを策定してもらっているが、組合が行う場合も会員企業のBCP策定支援の一つとなる。また、集団研修には、同業種のトップが集まるため、情報交換や新たな出会い、発見があるのもメリットである。

【委員3】

- ・BCPの策定を目的にすると作るだけになってしまう。策定も大切だが、策定後、訓練や

演習等を行い見直しをして、よりよいBCPに改良することが重要。マニュアル等の成果物には演習や訓練にかかる様式、チェック項目などを入れ、訓練等も推奨したい。

- ・資金繰りについて、災害発生後の一週間が苦しい状況になる。地方銀行と事前に協議するなど連携が大切である。
- ・使えるBCPの策定のため、マニュアルには、個別契約書（ひな形）なども提供できないか検討すべきである。
- ・中小企業への波及という観点から、例えば、組合の理事長会社が策定したBCPを、他の組合員が必要な部分だけを抜き出して使うこともできる。まずは1つ事例を作ることが大切。

【委員4】

- ・BCPとは「事業を継続させることである」ため、その観点から活動をして実践できる体制を構築しなければならない。本組合では東日本大震災発生2年前よりBCP策定に取り組んでいた。当時は中小企業同士で協定を締結するケースは珍しく、また検討時には、BCP策定というが、どこまでの作業を指すのかという声もあり、会員間の調整に労を要した。
- ・マニュアルについては全ての業種や業態に対応できるわけではないので、最終的には策定者が実際にどこまで取り組むのか、例えば代替生産を行う体制を構築するなど実践する覚悟があるか、ということになる。「マニュアルを策定して終わり」では意味がない。使えるBCPを策定すべき。なお、代替生産先から仕事が戻らないということがあるので、そのようなことが生じないよう協定書を締結している。

【委員5】

- ・できるだけ多くの事例を取り入れて分かり易いマニュアルを策定してほしい。過去に中小企業向けのマニュアルを策定したが、代替生産等の策定は簡単にはいかなかった。大企業と違い資本力等の少ない中小企業は「自助」の取り組みと、組合等を通じた「共助」の取り組みで対応を検討すべき。特に共助の部分ではできることから行うことが重要であると考える。ISO認証取得時のように、組合が中心になり対応することで組合の存在意義や見直しにもなる。

【委員7】

- ・平時から使えるBCPを策定すべきである。例えば、過剰受注に対応できる体制を構築するなど、緊急対応時もつかえることが大切である。これにより受注ロスが防げる。
- ・組合・団体BCPでは、事務局体制である。事業等の専門性、組織の財務状況等で考え方が変わる。条件を明確にすることも必要。会員のためのプラットフォーム的な仕組みも大切である。
- ・言葉の問題にも留意すべき。企業BCPと団体BCPでは用語に違いがある。
- ・連携のイメージとして、災害等の発生時はライフラインの確保が優先されるが、現在は、物産展などによる被災地商品の販路支援等があげられる。時間の経過とともに支援内容も変わる。会員に向けたサービスに対しても時間軸により違があることにも注意する必要がある。

【委員8】

- ・キーワードとして「儲かるBCP」が分かり易くてよい。
- ・施策上のインセンティブを整理する必要がある。建設業BCPは行政が主導で行った。組合・団体BCPも必要だが、中小企業や商店街が主体となって、行政も含めた地域BCPを策定する必要もある。そのためには、中央会をはじめとする地元支援機関との連携も重要である。

【委員 9】

- ・組合を通じて組合事務局は何ができるのか、基本的事項を押さえ、従業員、地域のニーズを含めたBCPマニュアルを策定する必要がある。

【委員 10】

- ・組織でBCPを策定する際に一番足りない部分は「連携」である。組合の場合にはこの「連携」が強みであり目玉となる。この強みを活かすことが特徴にもなり、ビジネスチャンスへとつながる。

【オブザーバー 2】

- ・昨年度中小企業庁ではBCPの入門編を作成したが、中小企業へのBCP普及率は低い。
- ・BCPは防災時、非常時の期間的な要素、防災対策であるという認識が強いが、中小企業者が日常的に使える、実践できるものにしていくことが中小企業庁の解釈である。
- ・入門編はBCP策定を実践してもらうことが大事であることから、エッセンスだけを抜き出している。中堅以上の中小企業から個人商店まで全ての事業者が土俵に上がり、ステップアップできるようにしている。今回はその第2段として、BCP策定に取り組む企業数を増やし、団体としての集団的な取組をどう有期的に結びつけていくかが大事になっている。
- ・一口に団体といっても事務局の有無で様々なケースを想定しなければならない。
- ・BCP策定は事業継続ができ、取引先等からも信用が得られるというメリットがある。平時におけるメリットも大きく、生産管理、販売管理等の危機管理等も経営効率化につながる。非常時のみの対策ではなく平時からの経営管理の一環であるという衣替えをしていく。
- ・BCP策定を教える側、支援機関の指導員によって中小企業者のBCP策定への意識が変わる。委員においては、多くの事例を収集していただき提供するようお願いする。

(2) 全体スケジュール、役割分担等

最後に、全体のスケジュール、各委員の役割分担を確認するとともに、引き続き（10月末目途）事例収集を行うこととした。なお、次回委員会は11月下旬ごろの開催を予定し、日程調整を行うことを確認した。

以上の議論・報告の後、午後3時に委員会を閉会した。

第2回中小企業組合等団体BCPマニュアル検討委員会経過報告

1. 日 時 平成24年12月20日(木) 14:00～16:00

2. 場 所 経済産業省別館1111会議室

3. 経過概要

定刻に至り事務局より開会を宣し、事務局より第1回委員会の議事録概要、事例調査報告等を行い、以下の通り意見・質問等があった。

(1) 各委員からの質疑・意見等

【委員5】

- ・BCPは関心が高い事項であり組合としても積極的に取り組んでいきたい。団体BCPマニュアルは組合員に指針を示すことになる。大変関心の高い取り組みである。

【委員3】

- ・貴協同組合の出資金貸付はどのように実施するのか。

【委員5】

- ・組合員の持分に含みが50%あるため、それを活用し、出資金の5割を上限として貸し付ける。

【委員7】

- ・データバックアップについて組合員の仕事上のデータ(顧客データ等を含)を対象とするのか。

【委員5】

- ・データバックアップは遠隔地でないと意味がない。
- ・レンタルサーバーを組合で借りることも予定したが、費用が安い反面、セキュリティの不安があった。現在、大手ネット会社のクラウドを取り込んで東京・九州のデータセンターでバックアップを有している。
- ・費用は1ヵ月に安否確認サービスも含み1万円を下回り、100台までパソコンを繋げることができる。当組合はモデルケースとして実施しているのでサービスがよい。

【委員6】

- ・新潟県鍍金組合の「仲介役」はどのような人物か。

【委員3】

- ・事業継続のNPO法人役員である。

【オブザーバー1】

- ・全日本印刷工業組合で代替生産をしなかった理由は何か。

【委員1】

- ・事例の中では全日本印刷工業組合は震災直後にメーカーには資材の調達要請、組合員には代替生産等への対応の有無などについてアンケートを実施した。代替生産先の紹介は結果としてなかったが、理由としては、①災害で需要がそのものが無くなった、②被災地周辺の企業で対応した、等が考えられる。

続いて、マニュアル原案について、専門家委員から説明があり、意見交換に入った。主な質疑・意見等は次の通り。

【委員 2】

- ・マニュアルは入門コースにあわせたレベルで作成する。

【委員 3】

- ・コミットメントラインは商工中金で扱っているか。
- ・5 ページについて「人命を守る」は非現実的である。事例としては標記すべきだが、組合事務局が人命を守るのは実際には難しいのではないか。
- ・資金繰りについては、例えば、組合が、信用保証を行うことで手形割引が迅速になる、組合が介入することで金融機関に対する組合員へのバックアップにつながる、金融機関は信用調査をするまでもなく組合が保証するという対応は可能である。資金調達のやり方、方向性などは考え方として示すべきである。

【委員 7】

- ・マニュアルの内容については団体の収入等でも対応が異なる。
- ・団体事務局 B C P なのか、会員向けの B C P なのか、マニュアル内で事務局と企業の役割等のすみ分けを明確にした方がよい。
- ・会費の回収は厳しいが、現実問題としては重要な業務である。
- ・業種組合マニュアル案の 1 1 ページ以降は災害の規模によって変わってくる。マニュアル原案は全体が広域災害的なイメージで描かれている。冒頭にマニュアルの前提を明記してはどうか。

【委員 1 0】

- ・事務局員が「少ない・いない」ところは B C P 策定にあたって負担にならないようにしなければならない。
- ・商店街組合は個店での対応が中心になる。商店街組合は事業面での結びつきがあまりない。

【委員 7】

- ・商店街組合は事務局で安否確認を行うことはあり得ない。マニュアルには具体的に示すべきことや事前に準備しておくことを示してほしい。

【委員 9】

- ・ B C P への取組は、組合事業や規模によって違う。前提を明記する必要がある。
- ・商店街組合には事務局がない。マニュアルで実際にどんなことができるかが記載されると作り手もやりやすくなる。

【オブザーバー 2】

- ・事務局の規模や組織体制により B C P への対応（取組）が変わってくる。
- ・小規模であれば具体的な取り組みについての中身が欲しい。どのように肉付けするのか。次回までに現場の意見が欲しい。マニュアルに盛り込むべき具体例を業種毎に示して欲しい。

【委員 6】

- ・組合といっても事務局に違いがあるのは事実である。誰が推進するのがよいかという視点からはトップの対応が重要である。本マニュアルが団体BCPを策定する上で考える機会となればよい。
- ・地元の事例として海岸線沿いの工場団地があるが、まずは従業員を逃がすことが大切である。逃げるにも障害物があって危険地帯もある。そこにいる人たちは案外周りのことを見えていないのが現実。
- ・安否確認においては、掲示板なども有効な手段の一つである。

【オブザーバー1】

- ・マニュアルの策定に当たっては、団体として取り組むべき必要性、団体の内容を見据えて取り組んでおくべき事項について、具体的な対応策等をまとめる必要がある。BCP策定に取り組んでいないところにマニュアルを見ていただき、感想を聞いてもらいたい。その結果をフィードバックしてマニュアルに反映する。団体のBCP策定の体制・組織作りも重要。

【委員4】

- ・独占禁止法についてはどこまで盛り込むか。当組合の場合は対応に苦勞した。独占禁止法の内容を盛り込み過ぎるとBCP策定の逆効果になる可能性もある。

【委員5】

- ・本組合では、企業向けには中企庁のガイドラインとマニュアルを併用して推進している。内容の程度については個社によってまちまちである。
- ・BCP策定に取り組むことによって、企業・組合の信用力が高まり競争力もあがる。
- ・組合員には防災用品を取り扱う企業もある。共同購入により経費削減にもつながる、防災用品を切り口とした新規事業展開の可能性もある。組合としても求心力を高めることができる。
- ・卸の場合、代替先を紹介することは取引先を失うことになる。メーカーが介しない方法で代替先を確保すると顧客を失う事にもなり、事業継続につながらない。

【委員3】

- ・組合が取り組む必要性を明確にすることで、組合と組合員の付加価値が向上する。

【委員8】

- ・儲かるBCPの定義付けをすべきである。
- ・3種類のマニュアル案は分かりやすいが、それぞれ違うキーワードがある。サブタイトルでキーワードを盛り込むほうがよい。

(2) 全体スケジュール、役割分担等

最後に、各委員からの意見を踏まえたマニュアル案の修正を確認するとともに、事例収集については引き続き行うこととした。また、業界毎の具体的な提案項目について意見提出を要請した。なお、次回委員会は2月初旬ごろの開催とし日程調整を行うことを確認した。

以上の議論・報告の後、午後4時に委員会を閉会した。

第3回中小企業組合等団体BCPマニュアル検討委員会経過報告

1. 日 時 平成25年2月12日(火) 10:00~12:00

2. 場 所 経済産業省別館843会議室

3. 経過概要

定刻に至り事務局より開会を宣し、第2回委員会の議事録概要報告を行った。

続いて、第2回委員会から修正したマニュアル案について専門家より説明が行われた。

(1) 各委員からの報告・意見

【委員3】

- ・掲載は「事務局がある編」、「事務局がない編」の順に記載すべき。
- ・見せ方として、各ページにインデックスをつけるなどの工夫が必要。
- ・商店街組合編マニュアルに掲示板の設置があるが、商売を継続する観点から医療機関、金融機関なども掲載されているのでわかりやすい。

【委員7】

- ・災害伝言ダイヤルは、携帯電話会社によって操作方法が違う。説明を加えてもいいのではないか。

【委員5】

- ・マニュアルで想定している大規模地震の基準は「震度5弱」となっているが、本組合では震度6として策定している。マニュアルにおける基準は何か。

【委員3】

- ・国土交通省では大規模地震を震度5弱からと規定していることもあり、本マニュアルでは震度5弱とした。

【オブザーバー2】

- ・震度5弱や6の地震が発生した場合に警戒する必要がある。何かしらの措置を事前に講じておくことが大切である。

【委員8】

- ・情報提供として、組合間連携事例としての管工事組合については、神奈川県管工事業協同組合と多摩管工事業協同組合(東京都)がある。事例については今一度検討してもらいたい。

【オブザーバー1】

- ・事例には、組合が策定することの重要性をピンポイントとしてわかりやすく入れてもらいたい。事例数は多いほうが良い。マニュアルを読みながら、参考事例をみていくとより内容が理解できるはずである。事例は今後充実してもほしい。

【事務局】

- ・事例を増やすよう努力する。

【オブザーバー2】

- ・参考資料では中小企業組合団体のBCP「マニュアル」普及となっており、運用指針では「指針」となっている。「マニュアル」なのか「指針」なのか用語の統一をすべき。

- ・組合形式ではない団体もあることから、誤解が生じないように広く、組合（団体）とするなどしたほうがよい。

【委員 4】

- ・（事例集に掲載される予定の）協定書は、市と協力して作成したものであるので、一応市の確認を得たい。

【委員 6】

- ・本マニュアルを組合におけるBCP策定のきっかけにしていきたい。中小企業庁の中小企業向けBCPマニュアルとあわせて、組合・組合員が取り組むきっかけにしていきたい。

【委員 9】

- ・商店街のBCP策定に関しては、対応できる商店街もあれば、難しい商店街もある。できることからやっていくことが大切。

【オブザーバー 1】

- ・事例の見せ方はどうするか。

【事務局】

- ・パターンにあった事例を集めようと考えたが事例収集ができなかった。今後、マニュアルに沿った形の事例を充実させていきたい。現状では別立てで参考資料として掲載する。

【オブザーバー 1】

- ・マニュアル名は現状のまま「マニュアル」とするのか、あるいは「指針」、「ハンドブック」などにするか。
- ・タイトルについては、団体で取り組める内容になっているので「組合」としてもよいのではないか。

【委員 3】

- ・指針は堅苦しく使用しないほうがよい。

【事務局】

- ・タイトルに「等」は入れずに明確に表現したほうがよい。本文は「組合等」で統一し、「等」の説明を本文中で記載する。

【委員 7】

- ・「組合（団体）」とした記載がよいのか。組合に団体が含まれることを明記しておけばよいのではないか。
- ・また、協同組合を労働組合と間違わないようにしなければならない。

【オブザーバー 1】

- ・マニュアルの表紙にキャッチコピーは記載すべきか。

【委員 7】

- ・キャッチコピーは組織体がイメージできるようにすべきである。また、挿絵などについては、例えば、商店街組合の場合は、トップページに商店街を表すものがあってもよいのではないか。誰を対象としているのかすぐに分かるものがよい。

【オブザーバー 1】

- ・業種組合や団地組合を想定して作成してきた経緯も踏まえると、事例なども組合中心であることからタイトルは「組合」とすべき。任意団体が増えた場合にまた対応してもよいの

ではないか。

【委員 3】

- ・マニュアルはキャッチコピー、挿絵などを入れて分かりやすくすべき。マニュアルを配布する際には送付状を入れるなどで対応し説明を記載すべき。
- ・「指針」ではなく「ハンドブック」として普及しやすい言葉を使用すべきである。

【事務局 1】

- ・結論として「組合向けBCP策定運用ハンドブック」としたい。

【オブザーバー 1】

- ・見せ方を工夫してもらいたい。

上記意見を踏まえ、マニュアル内容の修正等については事務局に一任してもらうことで、普及促進についての議題に入った。

事務局より参考資料 2 について説明後、各団体の普及方法等について意見交換を行った。なお、事務局からは本ハンドブックに関するバナーを作成することを伝え活用することを要請した。

【オブザーバー 2】

- ・本ハンドブックは、昨年少小企業庁で作成したBCP指針を拡大するものである。非常時だけではなく、日常業務の延長でBCP策定に取り組んでももらうため、位置付けを整理していく必要がある。そのためには各支援団体等に協力をいただき、BCP策定の対象を今まで個人の取組だけではなく、集団的な取組、組織としての展開をハンドブックとしてまとめた。決してこれで終わりではなく、これから発展する必要があるため、引き続き普及方法についても協力をいただきたい。

【委員 3】

- ・経営者が未だBCPについて認識していない状況の中では、経営者とコンタクトのある人たちにも促進活動を広げていく必要がある。弁護士協会、税理士協会などにも協力を依頼し、コンサルタントなどにも普及ルートを広げる。また、県や市が推進しているような、やる気のある地域、例えば山陰地区などは盛り上がっているようなので、そのような地域や自治体に働きかけることも大切。地方公共団体の商工部等にもPRすべき。

【オブザーバー 1】

- ・本ハンドブックは5千の経営革新等支援機関（認定支援機関）に配布していきたい。
- ・BCPの融資にインセンティブを与える措置ができるので、金融機関などにもPRすることが大切かもしれない。団体と連携したBCPを策定する。市場金利－0.9%の優遇措置が受けられる。日本政策投資銀行ではBCP策定企業の金利を安くする金融措置がなされている。これらも普及につながる情報である。

【委員 3】

- ・東日本ではBCP策定に対して意識が高いが、西日本で未だ低いため、まず普及していくことが大切である。

【事務局 1】

- ・今後のスケジュールとしては2月末から3月中旬に公開を予定している。
- ・各委員の所属団体等においてもBCPハンドブックの普及啓発をお願いしたい。各団体における取組で実施できそうな内容については教えてもらいたい。

【オブザーバー2】

- ・昨年、中小企業庁では中小企業BCP策定運用指針において入門コースを作成し、取組の裾野を拡大するようメニューを用意した。全社メルマークできるような形で、個社の展開を図った。特に、昨年は、BCPを特別なものとしてとらえるのではなく、経営の一環として位置づけるよう整理した。
- ・企業等の指導者を指導する目的として普及促進にご協力いただいていたが、今回の取組みは、その第2段階として、点の展開（昨年度）から線の展開（今年度）として、団体組織を活用した形での促進を図ることとしている。決してこれで終わりではなく、これから発展する必要があるため、引き続き普及方法についても協力をいただきたい。各団体におかれてはHP等での普及についてご協力をお願いするとともに各委員の団体におかれてはどのように考えているかおしえていただきたい。
- ・BCP策定においては財投面の支援もあるので、これらを活用してもらい下地を作ってもらいたい。地域における団体の存在感につながり、個社では対応できないが団体であれば対応できることを経営の一環としての取組んでもらいたい。
- ・平成25年度予算では、日本政策投資銀行においてBCP策定企業は金利が安くなる優遇措置がなされることから、これらの情報も普及においてピアールとすることができる。

【委員7】

- ・これまでの個社対応と今回のBCPハンドブックでの団体対応を併せて実施していく。個社と団体の違いをどう表すか。

【オブザーバー2】

- ・個社から団体へ、組織から地域への組織的な連携を図って対応しいていくことだと思われる。

【委員6】

- ・普及については何かインセンティブがないと難しい。全国団体が旗を揚げると地方は動きやすい。さらに業界での動きもあると取り組みやすい。愛知県中央会においては別途予算化を検討しており、組合が独自に設定したテーマを中央会において実施する事業を考えている。

【委員8】

- ・防災協定、災害協定でも、行政とのつながり、調整が重要となってくるため、行政を巻き込んだ対応、ネットワーク作りが重要となる。

【委員4】

- ・BCP策定において、今後はテロや戦争なども考慮することが求められる。
- ・BCP策定にはトップのリーダーシップが大事である。コンサルタントを活用する場合もあり、コンサルタントは非常に重要である。

【委員5】

- ・BCP策定はハードルが高いが、儲かるBCPとして普及することで関心を持ってもらえ

るのではないか。策定をしても継続性がないと意味がない。

【オブザーバー1】

- ・「共助」についていかに普及していくかが重要となる。今後も改良していく必要がある。
- ・「中小企業白書」は中小企業者における認知度が5割を超えており、関心が高くなっている。

(2) 今後のスケジュール等

各委員の意見を踏まえ、タイトルを「組合向けBCP策定運用ハンドブック」とすることを確認した。また、ホームページでの公開については3月中旬までを目安とし、各委員には本ハンドブックの普及促進を要請した。

最後に、中小企業庁大槻経営安定対策室長より挨拶があり本委員会を閉会した。

【中小企業庁 大槻経営安定対策室長挨拶】

BCPは普及が重要である。策定するだけでなく、改善していくことも大切で、それぞれの団体に支援していただきたい。中小企業白書によると認知度は向上しており5割を越えている。しかし、大半の中小企業では人・金・時間がなく対応ができていない。会社の経営者、団体の理事長等、トップの意識改善が必要である。

委員の所属している中小企業支援機関においては、本ハンドブックを周知してもらいたい。また、今後、本ハンドブックは、事例を含めて改善していく必要があることから、全国中央会においては、継続して実施するようお願いしたい。また、このような取組をしていることを広く国民に周知するため議事経過については公開してもらいたい。

中小企業庁も協力は惜しまないので、一層の普及と経済の活性化に向け、儲かるBCP策定に向けてトップが取り組むようご支援・ご協力を賜りたい。

最後に、委員の皆様は厚くお礼を申し上げます。